

箱根地区水道事業包括委託  
募集要項

平成 25 年 5 月  
神奈川県企業庁

## 目 次

第1章 事業の目的、概要 .....	1
1 本事業の背景・目的 .....	1
2 対象業務 .....	1
3 業務委託の方式 .....	1
4 業務要求水準 .....	2
5 事業期間 .....	2
6 本事業の引継ぎ .....	2
7 業務におけるリスク .....	2
(1) リスク分担の基本的な考え方 .....	2
(2) 本事業で想定されるリスク .....	2
第2章 事業者の選定に関する事項 .....	3
1 参加資格に関する事項 .....	3
(1) 用語の定義 .....	3
(2) 応募者の構成等 .....	3
(3) 応募者の参加資格要件 .....	3
(4) 参加資格確認基準日 .....	4
2 事業者選定スケジュール .....	4
3 参加手続 .....	5
(1) 募集要項等資料の公表 .....	5
(2) 事業者説明会の開催 .....	5
(3) 質問の受付及び回答 .....	5
(4) 参加資格確認申請書の受付 .....	5
(5) 参加の辞退 .....	6
(6) 基礎審査及び提案審査の提出書類の受付 .....	6
4 事業計画額の積算 .....	6
(1) 見積上限額 .....	6
(2) 見積りにあたっての留意事項 .....	6
5 事業者選定手続き .....	7
(1) 選定方式 .....	7
(2) 審査会の設置 .....	7
(3) 審査の方法 .....	7
(4) 資格審査結果の通知 .....	7
(5) 基礎審査結果の通知 .....	8
(6) 提案審査の方法 .....	8

( 7 ) 選定事業者の決定 .....	8
( 8 ) 選定結果の通知及び公表 .....	8
( 9 ) その他留意点 .....	8
第 3 章 事業契約締結等 .....	9
1 契約の締結等 .....	9
( 1 ) 基本協定の締結 .....	9
( 2 ) 特別目的会社 ( SPC ) の設立 .....	9
( 3 ) 事業契約の締結 .....	9
( 4 ) 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置 .....	9
第 4 章 その他 .....	10
1 過去の公表資料からの主な変更点 .....	10
( 1 ) 箱根地区水道事業包括委託実施方針 .....	10
( 2 ) 箱根地区水道事業包括委託業務要求水準書 ( 案 ) .....	12
別紙 リスク分担表 .....	15



本募集要項は、平成 24 年 8 月 22 日に公表した実施方針および業務要求水準書（案）並びに平成 24 年 10 月 10 日に公表した実施方針等に対する質問への回答（以下、「既公表資料」という。）を反映したものであり、本募集要項と既公表資料に相違がある場合には、本募集要項の規定内容が優先する。また、本募集要項に記載がない事項については、既公表資料及び本募集要項に対する質問・回答による。

## 第 1 章 事業の目的、概要

### 1 本事業の背景・目的

本事業は、水道事業における広域化、公民連携、海外展開等の動きが活発化している中、事業者において求められる水道事業の運営実績づくりやノウハウ習得のため、神奈川県企業庁（以下「県企業庁」という。）が県営水道の一部である箱根地区の給水区域をフィールドとして提供し、新たなビジネスモデルづくりへ繋げるための第一歩として、水道事業の包括委託を実施するものである。

また、本事業は、県内経済の活性化を目指すと同時に、民間の経営ノウハウの活用により、箱根地区水道事業の効率化、ひいては、それに類似する小規模水道事業の経営健全化に資するモデル構築をも目的とするものである。

具体的には、窓口業務、料金徴収等のお客さま対応や浄水場の運転管理、保守点検等、さらには水道施設工事の発注・施工を含む水道事業に係る業務全体を包括的に事業者へ委託し、事業者による経済原理に基づく経営手法を活かすと同時に、水道事業の運営ノウハウを事業者が習得することを支援するものである。

### 2 対象業務

本事業対象業務については、以下のとおりである。各業務に関する詳細は「箱根地区水道事業包括委託業務要求水準書(平成 25 年 5 月)」(以下、「業務要求水準書」という。)に記載する。

- ( 1 ) 管理業務（庁舎管理、関係機関との連絡調整、営業時間外業務等）
- ( 2 ) 運営業務(窓口、料金等徴収、量水器点検、未納整理業務、検満・故障量水器取替等)
- ( 3 ) 施設関連業務（運転監視制御、水質管理、工事等、維持管理、お客さま対応等）
- ( 4 ) 危機管理業務(災害時対応、災害対策訓練等)
- ( 5 ) その他業務（立入検査対応、箱根温泉原水供給、標準業務フローの作成等）

### 3 業務委託の方式

本事業は、水道事業者としての事業主体、水道事業経営及び施設保有は引続き県企業庁が担い、その他、上記「2 対象業務」に挙げる水道事業運営に係る業務及び管路・水道施設の工事等を一括して受託事業者へ委託する「包括委託」とする。

したがって、水道料金については、受託事業者が収納に係る業務を行い、県企業庁が収入することとし、水道事業運営に係る費用については、県企業庁が委託費として受託事業者へ支払うものとする。

#### 4 業務要求水準

委託する業務内容及び業務実施に必要な要件等及び受託事業者が満たすべき業務の水準は、業務要求水準書に示す。受託事業者による業務開始後、民間企業の経験と創意工夫に基づく提案が現行の要求水準よりも優れていると判断された場合には契約変更により業務要求水準書を見直すものとする。

#### 5 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

#### 6 本事業の引継ぎ

県企業庁から受託事業者への業務の引継ぎは、箱根地区水道事業を安全・安心・安定的に実施するための重要な要素であることから、引継業務も包括委託範囲に含めるものとし、引継期間は契約締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

なお、引継業務に係る費用のうち、受託事業者の人件費については、合理的な範囲で委託費として支払い、また、受託事業者に生じた引継業務に要するその他の費用についても、合理的な範囲で県企業庁がこれを負担する。

#### 7 業務におけるリスク

##### (1) リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供をめざすものである。県企業庁と受託事業者は、本事業の対象業務の範囲において各々が担う業務についてそのリスクを負担するが、不可抗力等いずれの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りではない。

##### (2) 本事業で想定されるリスク

本事業で想定されるリスクの分担については「リスク分担表」及び「基本契約書(案)」によることとし、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うものとする。

## 第 2 章 事業者の選定に関する事項

### 1 参加資格に関する事項

#### (1) 用語の定義

単独事業者：本事業に単独で応募する事業者をいう。

共同事業体：本事業に応募する複数の事業者で構成される団体をいう。

代表事業者：共同事業体を構成する事業者のうち、当該共同事業体を代表する事業者をいう。

構成事業者：共同事業体を構成する事業者のうち、代表事業者以外の事業者をいう。

選定事業者：県企業庁による選定の結果、本事業の相手方に決定した単独事業者又は共同事業体をいう。選定事業者は県企業庁との間に本事業に係る基本協定を締結する。

受託事業者：県企業庁と本事業の契約を締結し、本事業を遂行する事業者をいう。

#### (2) 応募者の構成等

ア 応募者の形態は、単独事業者による応募又は共同事業体による応募のいずれも可とする。

イ 共同事業体で応募する場合は、代表事業者 1 者を定めることとする。

ウ 共同事業体で応募する場合、代表事業者は、本事業の応募に係る手続のすべてを行う。構成事業者が、代表事業者の代わりに手続きを行うことはできない。

エ 本事業に係る参加資格確認のための申請書類（以下「参加資格確認申請書」という。）提出後から受託事業者との事業契約締結までの間、代表事業者の変更、構成事業者の変更及び追加は原則として認めない。ただし、提案書の提出期限までの間で県企業庁がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。

オ 一つの事業者が重複して本事業に応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該事業者が構成員となっている単独事業者又は共同事業体の応募は無効とする。

#### (3) 応募者の参加資格要件

次の項目のうち、アからキまでの要件は、単独事業者、代表事業者及びすべての構成事業者が満たさなければならない。また、クの要件は、応募者が単独事業者の場合は単独事業者が、共同事業体の場合は代表事業者又は構成事業者のうち 1 人以上が満たしていなければならない。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 神奈川県入札参加資格者名簿（工事又は一般委託）に登載されている者であること。

ウ 神奈川県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

エ 神奈川県指名停止期間中の者でないこと。

オ 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。

（ア）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、

更生手続開始の決定を受けている場合を除く。)

(イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て(ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)

カ 「箱根地区水道事業の包括委託化支援業務委託」又は「業務運営の効率化に係る基礎調査業務委託」を受注した法人又はその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)若しくは親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)でないこと。

キ 労働保険加入事業所であること。

ク 浄水場・水源・ポンプ所・配水池等の運転監視制御業務の実施を担う者は日本国内において、水道事業者又は水道用水供給事業者が発注する浄水場の運転管理業務を受託した実績があり、かつ当該業務の経験年数が3年以上ある者。

#### (4) 参加資格確認基準日

ア 参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の受付日(平成25年7月10日)とする。

イ 参加資格確認申請書提出後から提案書提出までの間、単独事業者又は、共同事業体を構成する事業者のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、当該単独事業者又は共同事業体は参加することができない。

ウ 提案書提出後から選定事業者決定までの間、単独事業者又は、共同事業体を構成する事業者のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、県企業庁は当該単独事業者又は共同事業体を事業者選定のための審査対象から除外する。

## 2 事業者選定スケジュール

事業者の選定は、次の日程で行う。

募集要項等資料の公表	平成25年5月21日(火)
事業者説明会の開催	平成25年5月29日(水)
質問の受付	平成25年6月5日(水)~7日(金)
質問の回答	平成25年7月3日(水)
参加資格確認申請書の受付	平成25年7月10日(水)
資格審査結果通知	平成25年7月17日(水)まで
基礎審査及び提案審査提出書類の受付	平成25年8月22日(木)
書面審査、ヒアリング	平成25年9月下旬、10月上旬
選定事業者決定通知	平成25年10月中旬
基本協定締結	平成25年11月上旬
特別目的会社(SPC)の設立	平成25年11月
事業契約の締結	平成25年12月
事業開始	平成26年4月1日0時

(注)応募状況等によって、日程を変更する場合がある。



### 3 参加手続

本事業の受注を希望する単独事業者又は代表事業者(以下、「参加表明者」という。)は、以下の手続きに従うものとする。

#### (1) 募集要項等資料の公表

募集要項等資料は、「かながわ電子入札共同システム」及び県企業庁ホームページで公表する(一部資料は、システムの都合上、県企業庁ホームページでのみ公表する。)

#### (2) 事業者説明会の開催

本事業の受注を希望する事業者を対象に説明会を開催する。参加申込みは、平成 25 年 5 月 21 日(火)から 23 日(木)まで県企業庁ホームページ上で受け付ける。

説明会の出席は、受注の必須条件ではないので、説明会に参加しなくても応募することができる。

開催日時と会場は、次のとおり。

日時：平成 25 年 5 月 29 日(水)午後 2 時から

会場：横浜情報文化センター 6 階 情文ホール(横浜市中区日本大通 11)

説明会会場において、現在県企業庁が発注している委託業務の仕様書、マニュアル等を掲載した参考資料を CD-R で配布するので、希望者は説明会応募時に申し込むこと。なお、当該 CD-R の受け取りには、未開封の CD-R (650MB 以上、CD-RW でも可) 1 枚と引き換えとする。

事業者説明会に不参加で、参考資料を希望する事業者は、平成 25 年 5 月 30 日(木)から 7 月 10 日(水)までの間に県企業庁計画課まで電話連絡の上、県企業庁が指定する日時に来庁して受け取ること(郵送及び電話連絡当日の配布は行わない。)

#### (3) 質問の受付及び回答

平成 25 年 6 月 5 日(水)から 7 日(金)午後 5 時まで県企業庁ホームページ上で受け付ける(その他の方法による質問は受け付けない。)。質問の回答は、平成 25 年 7 月 3 日(水)に県企業庁ホームページ上に掲載する。なお、再質問は受け付けない。

#### (4) 参加資格確認申請書の受付

参加表明者は、参加資格確認申請書を、次のとおり提出すること。

なお、提出書類の作成については、「提案書作成要領」に従うこと。

##### ア 提出日

平成 25 年 7 月 10 日(水)

午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までの時間を除く。)

##### イ 提出方法

平成 25 年 7 月 4 日(木)から 9 日(火)までの、午前 9 時から午後 5 時の間(正午から午後 1 時までの時間を除く。)に電話連絡の上、その際県企業庁が指定した時間に提出すること。郵送等による提出は受け付けない。

ウ 連絡先及び提出場所

神奈川県企業庁企業局水道部計画課

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1（県庁新庁舎 10 階）

電話 045-210-1111 内線 7260

( 5 ) 参加の辞退

参加資格確認申請書を提出した者が参加を辞退する場合は、参加辞退書(様式 A-8)を平成 25 年 8 月 21 日(水)までに提出すること。なお、郵送する場合は、必ず配達証明付とし、平成 25 年 8 月 21 日(水)までに必着すること。

参加辞退書を提出した者は、当初より参加しなかったこととして取り扱うが、期限までに参加辞退書を提出しないで提案書類を提出しなかった場合は、その者を選定結果公表時に公表する。

( 6 ) 基礎審査及び提案審査の提出書類の受付

資格審査を通過した者は、基礎審査及び提案審査に関する提出書類を次のとおり提出すること。

ア 提出日

平成 25 年 8 月 22 日(木)

午前 9 時から午後 5 時の間で県企業庁が指定する時間

イ 提出方法

県企業庁が指定した時間に、参加表明者が持参すること。郵送等による提出は受け付けない。

ウ 提出場所

( 4 )ウ 連絡先及び提出場所と同じ。

4 事業計画額の積算

( 1 ) 見積上限額

収益的支出(固定費、変動費、経常修繕費、計画修繕費)と資本的支出(施設更新費)のそれぞれについて見積もること。

ア 収益的支出見積上限額 3,009,315 千円(消費税及び地方消費税込み)

イ 資本的支出見積上限額 1,818,504 千円(消費税及び地方消費税込み)

本事業の契約締結にかかる上限額であり、予定価格については、この範囲内でそれぞれ別途、発注者が算定する。双方又はどちらか一方が予定価格を上回った提案は、失格とする。

( 2 ) 見積りにあたっての留意事項

ア 固定費関係

平成 25 年度分は固定費(人件費、制服製作代)のみ見積ること。また、平成 25 年度分は、16,062 千円(消費税及び地方消費税込み)を見積上限額とする。

イ 変動費関係

基準となる年間計画送水量は、3,143,400立方メートルとする。見積書に記載する変動費の年額は、送水量1立方メートルあたりの単価（消費税及び地方消費税抜き）に年間計画送水量を乗じ消費税及び地方消費税を加えた金額とする。

ウ 経常修繕費関係

見積書に記載する経常修繕費の年額は、63,000千円（消費税及び地方消費税込み）とする。

エ 消費税関係

価格提案における消費税及び地方消費税は、一律5%で計算すること。

5 事業者選定手続き

事業者選定手続きは次のとおり実施する。詳細は「提案書審査基準」に示す。

(1) 選定方式

本事業は、これまで外部委託してこなかった業務も含めた包括委託であり、事業者の経験や技術力等を総合的に活用する必要があるため、本事業における事業者の選定については、競争性と透明性を確保した上で、公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 審査会の設置

本事業における事業者選定について、専門的知見からの意見を聴取するため、「箱根地区水道事業包括委託事業者選定審査会」を設置する。県企業庁は、審査会委員からの意見を踏まえ、事業者を選定する。なお、審査会の構成は次のとおりだが、委員の氏名等は事業者の選定に影響を与えないように、選定事業者の公表までの間は非公表とする。

有識者	3名
専門家	1名
自治体職員	3名

(3) 審査の方法

審査は、以下の通り、資格審査、基礎審査および提案審査から構成される。

資格審査		・参加資格要件を満たしていることを確認
基礎審査		・提案委託費が予定価格以下であることを確認 ・業務要求水準書の要件を満たしていることを確認 ・提案委託費算定の確認 ・応募者（単独事業者、代表事業者及び構成事業者）の財務的な契約履行能力の確認
提案審査	業務提案評価	・業務提案に関する得点化
	価格提案評価	・価格提案に関する得点化

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果、参加資格要件を満たさないとされた者には、平成25年7月17日（水）までに参加表明者に電子メールにより通知する。

参加資格要件を満たさないとされた者について理由の説明が必要な場合は、参加表明者が次のとおり書面により請求すること。

ア 請求期限：平成 25 年 7 月 24 日（水）午後 5 時まで

イ 請求場所：3（4）ウ 連絡先及び提出場所と同じ

ウ 請求方法：苦情申立書（様式 A-9）により持参又は郵送（配達証明付）すること。

エ 回答時期：平成 25 年 7 月 31 日（水）までに請求者に対し、書面により回答する。

#### （5）基礎審査結果の通知

基礎審査の結果、提案内容が条件を満たしていないとされた者には、平成 25 年 9 月 6 日（金）までに電子メールにより参加表明者へ通知する。

提案内容が条件を満たしていないとされた者について理由の説明が必要な場合は、参加表明者が次のとおり書面により請求すること。

ア 請求期限：審査結果通知に記載

イ 請求場所：3（4）ウ 連絡先及び提出場所と同じ

ウ 請求方法：（4）資格審査結果の通知と同じ

エ 回答時期：請求期限の翌日から 5 日以内（閉庁日を含まない。）に請求者に対し、書面により回答する。

#### （6）提案審査の方法

提案審査は、基礎審査を通過した提案書類を対象に、最初に書面審査を行った後、応募者からのヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細については、基礎審査結果の通知以降に参加表明者に通知する。

#### （7）選定事業者の決定

県企業庁は「業務提案評価」に係る得点（業務提案得点）と、「価格提案評価」に係る得点（価格提案得点）の合計（総合得点）が最も高い点数の提案をした者を選定事業者として決定する。

#### （8）選定結果の通知及び公表

平成 25 年 10 月に選定結果を参加表明者に通知する。なお、選定後、全ての応募者の名称および選定事業者を「かながわ電子入札共同システム」及び県企業庁ホームページ上で公表する。

選定結果について理由の説明が必要な場合は、（5）基礎審査結果の通知の手続きに準じて書面により請求すること。

#### （9）その他留意点

応募に当たっての費用は応募者が負担し、提出された提案書等の著作権は応募者に帰属するが、公表、展示、その他県企業庁が必要と認めるときは、応募者の了解を得た上で、県企業庁はこれを使用できるものとする。

なお、本公募型プロポーザルに関して提出された書類は、応募者へ返却しない。

## 第3章 事業契約締結等

### 1 契約の締結等

#### (1) 基本協定の締結

県企業庁と選定事業者は、提案書等の提出書類に基づき箱根地区水道事業包括業務委託基本協定書(以下「基本協定」という。)を締結し、事業契約の締結に向けて協議をする。

#### (2) 特別目的会社(SPC)の設立

選定事業者は、基本協定締結後から事業契約締結前までに特別目的会社(Special Purpose Company、以下「SPC」という。)を設立する。なお、SPCは、会社法に定める株式会社とし、本店所在地は神奈川県内とする。

選定事業者が、単独事業者である場合は当該単独事業者が、共同事業体である場合は当該共同事業体を構成するすべての事業者が、SPCに対して出資することを要し、選定事業者において議決権株式の過半数を保有する。なお、選定事業者が共同事業体の場合は、代表事業者の出資比率が全出資者の中で最大でなければならない。

また、選定事業者以外で出資のみを行う者は、参加資格要件のうち、アからキまでの全ての要件を満たさなければならない。

なお、出資者がSPCに係る保有議決権株式を譲渡又はその他の方法により処分する場合には、事前に県企業庁の承認を得なければならない。

#### (3) 事業契約の締結

県企業庁とSPCは全事業期間に関する事業契約として、SPCの設立後速やかに基本契約書を締結し、それに基づいて年度毎に実施契約書を締結する。

#### (4) 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約及び事業契約に附帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、県企業庁と選定事業者は、誠意をもって協議する。

## 第4章 その他

### 1 過去の公表資料からの主な変更点

平成24年8月22日に公表した実施方針及び業務要求水準書(案)について、今回の公募にあたり、次のとおり内容を変更したので留意すること。

#### (1) 箱根地区水道事業包括委託実施方針

(実施方針については、平成24年8月公表版の当該箇所を変更後に置き換えて解釈すること。)

##### 第2章1(2)提案の審査

変更後	平成24年8月実施方針 (3ページ)
<p>県企業庁は、県企業庁職員及び有識者等により構成される「審査会」を設置する。 審査会は、上記(1)により参加資格要件を満たしていることが確認された応募者から提出された提案を審査し、意見を県企業庁に報告する。 なお、審査は、書面のほかに、ヒアリングにより実施する。 また、審査に影響を与えないよう、審査会は、委員の氏名も含めて非公表で開催する。</p>	<p>県企業庁は、県企業庁職員及び有識者等により構成される「審査会」を設置する。 審査会は、上記(1)により参加資格要件を満たしていることが確認された応募者から提出された提案を審査し、審査結果を県企業庁に報告する。 なお、審査は、書面のほかに、ヒアリングにより実施する。 また、審査会の委員(以下「審査委員」という。)は、公募時に公表する。</p>

##### 第2章2(2)応募者の参加資格要件

変更後	平成24年8月実施方針 (3ページ)
<p>次の項目のうち、アからキまでの要件は、単独事業者、代表事業者及びすべての構成事業者が満たさなければならない。また、クの要件は、応募者が単独事業者の場合は単独事業者が、共同事業者の場合は代表事業者又は構成事業者のうち1者以上が満たしていなければならない。 (ア～カ 省略) キ 労働保険加入事業所であること。 ク 浄水場・水源・ポンプ所・配水池等の運転監視制御業務の実施を担う者は...(以下省略)</p>	<p>次の項目のうち、アからクまでの要件は、単独事業者、代表事業者及びすべての構成事業者が満たさなければならない。また、ケの要件は、応募者が単独事業者の場合は単独事業者が、共同事業者の場合は代表事業者又は構成事業者のうち1者以上が満たしていなければならない。 (ア～カ 省略) キ 審査委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社の関係者でないこと。 ク 労働保険加入事業所であること。 ケ 浄水場・水源・ポンプ所・配水池等の運転監視制御業務の実施を担う者は...(以下省略)</p>

### 第3章1(2)特別目的会社(SPC)の設立

変更後	平成24年8月実施方針 (6ページ)
<p>選定事業者は、本事業の契約締結前までに特別目的会社(Special Purpose Company、以下「SPC」という。)を設立する。なお、SPCは、会社法に定める株式会社とし、本店所在地は神奈川県内とする。</p>	<p>選定事業者は、本事業の契約締結前までに特別目的会社(Special Purpose Company、以下「SPC」という。)を設立する。なお、SPCは、会社法に定める株式会社とする。</p>

### 第3章2(2)支払時期及び支払方法

変更後	平成24年8月実施方針 (7ページ)
<p>ア 固定費、変動費、経常修繕費  <u>(ア) 契約に基づいて月単位で支払う。</u>  <u>(イ) 支払は、受託事業者からの定例報告を受け、業務の完了を県企業庁が確認後、受託事業者から請求を受けた日から30日以内に行う。</u>  <u>(ウ) 固定費の月額、年間計画額を12分割に均等割して算出した金額とする。</u>  <u>(エ) 変動費の月額は、毎月の実績送水量に契約時に定めた単価を乗じて算出した金額とする。</u>  <u>(オ) 経常修繕費は、県企業庁が完了を確認した工事について月単位で支払う。経常修繕費に該当する工事は、原則として受託事業者が自らの判断で実施できるものとするが、明らかな故障・破損に対する修理以外の修繕工事で、県企業庁が実施不要と判断した工事については支払いの対象としない場合がある。なお、見積額が250万円を超える工事の実施については、事前に県企業庁の承認を得なければならない。</u></p> <p>イ 計画修繕費、施設更新費  <u>(ア) 契約に基づく実施計画により、個々の工事ごとに支払う。</u>  <u>(イ) 支払は、受託事業者からの業務完了報告を県企業庁が確認後、受託事業者から請求を受けた日から30日以内に行う。</u>  <u>(ウ) 実施計画の変更に伴う手続きなど、詳細については契約書に定める。</u></p>	<p>ア 固定費、変動費、経常修繕費  <u>(ア) 契約に基づく年間計画額を均等に割り、定期的(月毎、四半期毎など)に支払う。</u>  <u>(イ) 支払は、受託事業者からの定例報告を受け、業務の完了を県企業庁が確認した後に支払う。</u>  <u>(ウ) 変動費及び経常修繕費については、年度末に実績額が確定した後に精算する。</u>  <u>(エ) 経常修繕費に該当する工事は、原則として受託事業者が自らの判断で実施できるものとするが、見積額が250万円を超える工事の実施については、事前に県企業庁の承認を得なければならない。</u></p> <p>イ 計画修繕費、施設更新費  <u>(ア) 契約に基づく実施計画により、個々の工事ごとに支払う。</u>  <u>(イ) 支払は、受託事業者からの業務完了報告を県企業庁が確認した後に支払う。</u>  <u>(ウ) 実施計画の変更に伴う手続きなど、詳細については契約書に定める。</u></p>

( 2 ) 箱根地区水道事業包括委託業務要求水準書 ( 案 )

業務の外部発注

平成 25 年 5 月公表時 第 1 章 2 ( 2 )( 2 ページ )	平成 24 年 8 月公表時 第 1 章 2 ( 2 )( 2 ページ )
<p>受託事業者は、本事業を実施するにあたり、業務の一部を第三者（受託事業者を構成する事業者以外）に発注して実施することができる。発注に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 第三者発注が可能な業務 委託業務のうち、<u>現在県企業庁職員が行っている業務（ただし、水質検査を除く）</u>については、包括委託後において、受託事業者が直接業務を行うこととするが、<u>現在県企業庁が第三者に発注している業務については、受託事業者も第三者に発注して実施することができるものとする（ただし、量水器点検業務、未納整理業務、及び営業時間外業務のうち上下水道料金支払いの受付に関する業務は除く。）</u>。第三者に発注できる個々の業務については第 2 章「業務要求水準」に示す。</p>	<p>受託事業者は、本事業を実施するにあたり、次に掲げる業務を外部（受託事業者を構成する事業者以外）に発注して実施することができる。発注に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 外部発注が可能な業務 (ア)「第 2 章、3、( 6 ) 工事等業務」に係る業務（ただし、系統切替や工事等業務に伴う断水のための広報活動及びバルブ操作、ドレン作業を除く。） (イ) 添付資料「7、( 4 ) 平成 23 年度委託業務実績」に掲げる委託業務（ただし、「箱根水道施設運転管理業務委託」を除く。） (ウ) 水質検査業務</p>

業務実施に必要な要件

平成 25 年 5 月公表時 第 2 章 ( 22 ページ )	平成 24 年 8 月公表時 第 2 章 ( 6、9、19 ページ )
<p>第 2 章 2 に、業務ごとに「必要とする要件」、「要件を備える必要がある者」、「要件確認時期」を一覧表として記載。</p>	<p>第 2 章において、運営、施設関連、危機管理の業務ごとに要件を記載。</p>



水質管理業務

平成 25 年 5 月公表時 第 2 章 1-3 ( 3 )( 11 ページ )	平成 24 年 8 月公表時 第 2 章 3 ( 4 )( 12 ページ )
<p>ア 水質検査            県企業庁と協議の上、次の各号に掲げる水質検査について、水道法施行規則第 15 条第 6 項の規定に基づく「水質検査計画」を策定し、この計画に基づき検査を行う。これにより、水質基準に適合した水道水を供給するための水質管理をすること。  <u>(ア) 水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イの規定に基づく水質検査</u>  <u>(イ) 水道施設に関する定期及び臨時の水質検査</u></p> <p>なお、初年度における定期の水質検査に関する検査項目、検査頻度、検査地点、検査方法及び定量下限値については、添付資料のとおりとする。ただし、水質基準等の見直しが行われた場合はこの限りではない。</p> <p>イ 試料の採水及び運搬            県企業庁が行う次の各号に掲げる水質検査に関する試料の採水及び運搬を、県企業庁の指示に基づき確実に行うこと。  <u>(ア) 水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号口の規定に基づく水質検査</u>  <u>(イ) 水道法施行規則第 15 条第 2 項の規定に基づく水質検査</u>  <u>(ウ) 水道法第 18 条第 2 項に規定する水質検査</u></p> <p>ウ 水安全計画            県企業庁と協議の上、水源から給水栓までの水安全計画を策定し、その運用を行うことにより、安全な水道水を確実に供給すること。</p>	<p>ア 水質検査            県企業庁と協議の上、水道法施行規則第 15 条第 6 項の規定に基づき「水質検査計画」を策定する。この計画に基づき、原水、浄水、給水栓水の定期水質検査及び臨時の水質検査を行い、水質基準に適合した水道水を供給するための水質管理をすること。</p> <p>なお、初年度における検査項目、検査頻度、検査地点、定量下限値については、添付資料のとおりとすること。ただし、水質基準等の見直しが行われた場合はこの限りではない。</p> <p>また、水質検査を行う水質検査実施機関は、水道 G L P 認定分析機関であること、若しくは、業務開始日までに水道 G L P 認定を取得できる見込みがあること。さらに、厚生労働省が行う外部精度管理において、適正な成績（平成 21 年度以前は 4 段階評価の S ）を 5 年以上維持していること。</p> <p>イ 水安全計画            県企業庁と協議の上、水安全計画を策定し、その運用を行うことにより、安全な水道水を確実に供給すること。</p>

災害対策用資機材等の管理

平成 25 年 5 月公表時 第 2 章 1-4 ( 4 )( 19 ページ )	平成 24 年 8 月公表時 第 2 章 4 ( 5 )( 20 ページ )
<p>加圧式給水車など県企業庁が受託事業者に貸与する応急給水資機材については、これを適切に管理し、受託事業者の責に帰すべき事由により原状回復が必要な場合には、受託事業者が速やかにこれを行うものとする。</p>	<p>加圧式給水車、非常用飲料水袋詰装置など県企業庁が受託事業者に貸与する応急給水資機材については、これを適切に管理し、受託事業者の責に帰すべき事由により原状回復が必要な場合には、受託事業者が速やかにこれを行うものとする。</p>

添付資料

平成 25 年 5 月公表時	平成 24 年 8 月公表時
<p>添付資料として以下の資料を追加（変更）。</p> <p>添付資料 1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送水量実績</li> <li>・電力使用量実績</li> <li>・水質検査頻度等（変更）</li> </ul> <p>添付資料 2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事等一覧</li> <li>・工事個票</li> <li>・工事概要</li> </ul>	<p style="text-align: center;">-</p>

## 別紙 リスク分担表

リスク分担表にかかる詳細については、「基本契約書（案）」に記載している。

分類	リスクの内容	発注者 負担	受注者 負担
構 想 ・ 計 画 リ ス ク	包括委託事業の実施に関連する条例や予算措置の変更・中断・中止・遅延に関するもの		
	国や県の政策変更による事業の変更・中断・中止・遅延等に関するもの		
	上記以外を原因とする事業内容・用途の変更に関するもの		
法 制 度 等 リ ス ク	本事業に直接関係する法制度・許認可等の新設・変更に関するもの（基本契約書（案）第5条第1項に記した法令に関するもの）		
	法制度・許認可等の新設・変更に関するもの（基本契約書（案）第5条第1項に記した法令に関するもの以外）		
許 認 可 リ ス ク	行政指導に伴うコスト増に関するもの		
税 制 変 更 リ ス ク	本事業に影響を及ぼす新たな税の導入や税制の変更（消費税等）に関するもの		
	受注者の利益に関わる新たな税の導入や税制の変更に関するもの（法人税等）		
環 境 悪 化 リ ス ク	発注者が計画した工事で、工事実施の結果として発生する環境変化に関するもの		
	引き継ぎ完了後の事業期間での業務による環境の悪化(大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、地盤の沈下、騒音、振動、光、臭気、電波障害、日照障害など)に関するもの		
第 三 者 賠 償 リ ス ク	住民訴訟（断水、赤水、水質悪化等に伴う訴訟）に関するもの		
	業務による環境の悪化により生ずる損害に関するもの		
応 募 リ ス ク	募集要項の内容の誤りや変更等に関するもの		
	本事業への参加意思を表明して、提案を行い、契約交渉を行うことに伴うコストに関するもの		

契約締結 リスク	基本協定を締結以後に、選定事業者の事情で会社設立ができないことに関するもの（所要資金の確保や許認可の獲得も含めて）		
契約解除 リスク	発注者の許可を得ることなく、受注者を構成する事業者が交代することに関するもの		
お客さま対応 リスク	水道料金改定に関する議会及びお客さまへの説明・周知に関するもの		
	本事業を包括委託事業として実施することに関する住民の反対運動、訴訟に関するもの		
	お客さまからの住民監査請求、訴訟提起等に関するもの		
	上記以外に関するもの		
デフォルト リスク	発注者側のデフォルト（支払遅延、停止等）に関するもの		
	受注者側のデフォルト（事業放棄、破綻、契約違反、債務不履行によるもの）に関するもの		
施設リスク (移管時) (受託者へ)	業務引き継ぎ前の施設管理不備によるもので、発注者側が受注者に提示していなかった事象を原因とするものに関するもの		
	包括委託開始に際しての対象業務および施設の確認に関するもの		
	引き継ぎ期間に作成すべき「標準化業務化した業務フロー」の作成不備による業務トラブルに関するもの		
	事業引き継ぎに伴う費用負担に関するもの		
用地 リスク	工事予定地の確保や土壌問題に関するもの（工事等により発生の場合）		
事故災害 (含む不可抗力) リスク	自然災害（暴風、竜巻、落雷、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象を原因として生ずる被害）、戦争、暴動、テロ、敵対行為、内乱、市民騒擾による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止による損害に関するもの		
	火災、爆発（火の不始末、不審火、ガス爆発等）、第三者行為、外来事故（破壊行為、盗難、汚損等、航空機の物体落下）による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止による損害に関するもの		
	電気的事故・機械的事故（劣化等による電気、機械設備の故障）による損害		
	公共インフラの事故（停電、通信回線の切断、輸送機関の事故）、導水管、送配水管等の事故（放漏水、浸水、赤水）による損害に関するもの		
	伝染病の発生に伴い法令や行政からの指示で業務運営が行えなくなったとき、あるいは新たな業務が必要になったことによる負担の増加に関するもの		
	渇水（給水制限、給水停止）による損害に関するもの		

	外因性水質事故の発生時に受注者が仕様書等に基づき適切に対処しても生じた損害に関するもの		
原水リスク	取水される原水の量および水質が水道用として供する水準を保てなくなることにに関するもの		
	上記以外の事象で受注者の運営管理義務の不履行に関するもの		
要求水準不適合リスク	既存の施設及び設備の機能性能不足（計画、設計不適、既存施設設備の欠陥）に関するもの		
	設備機器の更新サイクルの上昇（法令の変更、企業庁からの要求、設備機器の機能向上（変更）などによるもの）に関するもの		
	各種管理・運用計画の不備、施設・設備との不適合に関するもの		
	各種業務マニュアルの整備不足・不備に関するもの		
	要求仕様不適合（施工・使用薬品不良を含む）に関するもの		
工事遅延リスク	受注者が実施する工事の監理に関するもの		
	受注者が工事を発注し、発注者が検収終了後に当該設備等を譲受するまでの工事費用に関するもの		
	工事請負契約等の業務発注に関するもの		
計画外工事発生リスク	発注者および受注者の責にない原因による修繕費の増大に関するもの		
	契約締結時に取り交わした施設更新および計画修繕からの変更に伴う所要費用の変動に関するもの		
	発注者が計画した工事で、発注者側の調査・計画の仕様不備や誤りに起因する損害（ex.費用増加、工事中止・変更・遅延）		
	工事実施に発生する地中埋設物（上下水道管、ガス管、電気ケーブル等）の工事実施時の取扱いに関するもの		
システム運営リスク	「上下水道料金管理システム」や「管路情報システム」など発注者が運営管理するシステムの障害に関するもの		
	前掲システムのオペレーションミスによるお客さまや施設に与えた危害や損害に関するもの		
緊急時・非常時対応リスク	危機管理事象が発生したときの対応に関するもの		
	緊急状況発生時で発注者の指揮命令系統下での損害発生（緊急状況を原因とするもの）に関するもの		
	緊急状況発生時で発注者の指揮命令系統下での受注者の損害に関するもの		

経費上昇リスク	事業期間中のインフレ・デフレに関するもの		
	受注者の要因で増大する経費に関するもの		
	上の2つ以外の原因による経費の増大に関するもの		
(発注者への業務移管時) 施設リスク	業務引き継ぎ前の施設管理不備によるもので、受注者が発注者に提示していなかった事象を原因に関するもの		
	受託した施設での引き継ぎ前での整備不良などを原因とするもので受注者が発注者に提示していた瑕疵に関するもの		
	包括委託終了に際しての対象業務および施設の確認に関するもの		
	事業引き継ぎに伴う費用負担に関するもの		

#### 【本事業に関する問合せ先】

契約又は事務手続きに関すること  
 神奈川県企業庁企業局財務部会計課  
 電話：(045)210-1111(代表)内線 7042  
 FAX：(045)210-8900

提案又は本募集要項に関すること  
 神奈川県企業庁企業局水道部計画課  
 電話：(045)210-1111(代表)内線 7260  
 FAX：(045)201-3491  
 ホームページURL：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300699/>  
 (「かながわ水ビジネス」で検索可能)

ただし、提案、本募集要項に関する質問は、「3(3)質問及び回答」に記載の期間及び方法に限る。